

マルナカ檀紙店 (No.1391)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 25 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 8 年 1 月 13 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ檀紙店
高松市檀紙町字紙漉 2050 番 1 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・荷さばき施設が民家に近いため、搬入作業について十分に配慮してもらいたい。
 - ・防犯灯や防犯カメラの設置等、開店後の防犯対策に十分に配慮してもらいたい。
 - ・時間帯によってはガードマンの配置など、周辺の交通安全に配慮してほしい。
(意見の理由)
 - ・夜間や早朝の作業騒音が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため。
 - ・閉店後、暴走族のたまり場になった場合、周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため。
 - ・傍にある交差点が小学校の通学路となっており、児童の通行が多いため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 8 年 5 月 25 日から令和 8 年 6 月 25 日まで